

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)		那覇市	
名称:	那覇市立 久場川みらいこども園	種別:	幼保連携型認定こども園
代表者氏名:	那覇市長: 城間 幹子	定員(利用人数) (利用室数):	87(75)名
施設長氏名:	園長: 上原 玲子		(6)室
所在地:	〒903-0807 沖縄県那覇市久場川町2丁目18番10号		電話番号: 098-886-8042
開設年月日	昭和41年5月28日		ホームページ:
職員数	常勤: (18)名、非常勤: 20名、計: (38)名		
専門職員の人数	保育教諭	(28)名	栄養士 ()名
	子育て支援員	()名	保育士 ()名
	調理師	()名	()名

職員の状況に関する事項

	園長	教頭	保育教諭	支援ヘルパー	事務職員	環境パート
常勤	1名	1名	15名	0名	0名	0名
非常勤	0名	0名	11名	4名	0名	3名
	調理員	栄養士	嘱託医	用務員		計
常勤	0名	0名	0名	1名	名	18名
非常勤	0名	0名	2名	0名	名	20名
施設・設備の概要	共有スペース(「みんなの広場」)、テラス、厨房(委託) 地域子育て支援センター、一時保育室、園庭					

③ 理念・基本方針

理念: 心身共に健康で、自ら考え行動し、友達と協力する子の育成

基本方針: 生命の保持及び情緒の安定を図り、健康で安全な生活習慣の指導、遊びを通じた総合的な指導の展開、関連機関との連携、地域の特色を生かした活動を通して地域への愛着が育まれるよう工夫する。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】

- ・早寝早起き朝ごはんの啓もうを新年度の個人面談時、必要な時には送迎時に行っている。
- ・入園児面接における健康状態等の把握をし、日々の登園時・保育中の健康観察を行い、保護者と共有している。
- ・年2回健康診断（内科健診・歯科健診・尿蟻虫検査）の結果をもとに必要な際には再受診をすすめる、結果の把握を行っている。
歯科健診結果に基づき治療カードを提出させ、表彰し、歯科衛生士による歯磨き指導を実施し啓もうしている。
- ・感染症予防（手洗いとうがいの習慣づけ、保育室・遊具の消毒、コップの個別化等）の徹底をしている。

【食事】

こども教育保育課の「食育年間計画書」をもとに保育を行っている。当園は自園調理ということで、園児と調理員とのやりとりが日常的に見られ、園児が調理をしている厨房を覗いて合図するなど、展示食配食時やクラス配膳時に声をかけあう、園児がワゴン返却時にお礼を言うなど、様々な場面がある。また栽培活動で収穫した野菜を調理してもらい、給食時に提供することもある。1月のムービーの行事では、調理員による園児への作り方の指導を通して交流を図っている。アレルギー食は配膳チェック表をもとに声出し確認をしている。

【地域との交流】

久場川団地自治会デイサービス訪問（4・5歳児）でのお年寄りとの交流や自治会事務所を借用してのおゆうぎ会、自治会夏祭りへの参加を例年は実施しているが、コロナ禍で現在は実施できていない。隣接する久場川児童館の広場や館内利用、自治会広場の利用を通して職員と交流をしている。

【施設の公開・見学】

見学の問い合わせがある際には、感染症対策を行いながら施設内や園児の様子をみてもらえるようにし、園のパフレットをもとに案内をしている。自園調理の特徴を活かし、展示食を通しての紹介やアレルギー食の対応等、食育の説明もしている。園併設の子育て支援センターや一時預かり保育事業の紹介をし、園利用以外の保護者支援も行なっている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年11月9日（職員説明会）～1月28日（職員報告会）	
	訪問調査	12月22～23日
	評価結果確定日	2022（令和4）年2月16日
受審回数 前回の受審年度	1回目 ()	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。

子どもが主体的に活動できる環境の整備と子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開について、0～2歳児の部屋は板の間や畳間があり、子どもの手の届く高さに絵本や動くおもちゃ、手作りおもちゃ等を配置し、自由に選んで遊べるよう配慮されている。2歳までは巧技台やマルチパネル、トンネル、コンビカー、三輪車、フラフープトンネル等の運動用具もそろえて、園内や園庭の探索活動が出来るよう行動範囲を広げている。3歳以上児は、園庭や公園では、大縄や短縄、フラフープ、やっこ、竹馬、一輪車、二輪車等による活動があり、室内ではお手玉やあやとり、コマ、ミニカー、ままごと、人形、ブロック、パズル、折り紙、けん玉、かるた等で自発的に遊んでいる。各クラスの水槽にはグッピー等が飼育されている。落ち葉や松ぼっくり等で季節を感じることが出来る環境に配慮し、「どんぐりジュースだよ」「松ぼっくりご飯どうぞ」とままごとをしている。生活や遊びの場面で子どもの気持ちを受け止め、子どもが表現して伝えられるよう、保育教諭は発達に応じた援助を行っている。例えば、調査時は、0歳児は手指を使ってシール遊びに夢中で、1歳児はミニカーやブロック、ままごと等を保育教諭が援助している。2歳児は恐竜やままごと、ブロック、マルチパネル、三輪車等の遊びが活発である。3歳児は全部やりたい欲求があり、リズムや鈴、新聞紙や空き箱、色紙、絵具、粘土等の保育教諭が用意した様々な素材を使って、表現や製作活動を楽しめる工夫をしている。4歳児は松ぼっくりのクリスマスツリーや紙粘土のショートケーキ等を作成し、作品はクラスや廊下に展示されている。自分たちでルールを決めて、サッカーや鬼ごっこ、廃材で作ったボールを使った集団遊びなど、思い切り身体を動かす遊びをしている。食育活動として、園庭の一角に3歳児はニンジンやかぶ等を植え、4歳児は大根を植えて園児一人ひとりの名前が付けられている。

関連項目：NO. 5 1

2. 人材の確保及び職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。

職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、教育・保育計画の中で、那覇市の「期待する職員像」と園独自の「期待する職員像」を作成して掲示し、職員に周知している。市や県が策定した研修計画に沿って初任者研修や2年目研修、発達支援の研修等が実施されている。研修計画は前年度の評価・反省のもと毎年、見直されている。園内研究部を中心に今年度は「新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した幼保連携型認定こども園の活動について」のテーマで年間計画を作成し、全職員で取り組んでいる。6月～8月の取組は各クラスの実践報告に対して全職員から意見や感想が出され、各クラスにフィードバックされている。フリー保育教諭5名が、自分で日案を作成する園内公開保育にも計画的に取り組み、実施後は全職員からの感想やアドバイスが得られている。人材確保に関しては、保育経験者や潜在保育者等への呼びかけ等を行い、市の採用担当者へつなげ、フリー保育教諭の確保をしている。フリー保育教諭に対しては資格取得の情報提供を行っている。国の制度改革により非正規職員に会計年度任用制度が導入され、給与が月給制となり、賞与も支給されている。

関連項目：NO. 1 6, 1 7, 1 8

3. 食事は、楽しくおいしく食べることのできる工夫をして提供している。

食事を楽しむ工夫として、食事は自園で調理し、乳児の離乳食は、前期・中期・後期食が用意され、1歳児食、幼児食、アレルギー対応食が提供されている。食事は各クラスでとり、温かい食事や子どもの午睡時間に配慮し、年齢の低い順に調理員が配膳している。食事の前に今日の献立表を紹介し、冬至の日のトウジンジュースを絵で説明する等の工夫をしている。食器は耐熱用セラミックを使用し、0・1歳児は3品皿、2・3歳児は2品皿、4歳児以上は1品皿にし、自分で小皿を持って食べられるようにしている。発育に合わせてスプーンやフォークの形状や大きさを変え、3歳児からはお箸も使用できるように支援している。子どもが食べられる量を器に盛って完食できる達成感を味わえるようにし、苦手の食材は少量から始め、おかわりもできる等の配慮がされている。登園時は、玄関近くの厨房から料理の匂いが漂い、玄関ホールにはイラスト入りの「今日の献立名」が掲示され、ケースに昼食やおやつ等が展示されている。子どもたちが食に関心を持てるよう、園庭では季節に合わせて大根やかぶ、ニンジン等を栽培している。種をまき、水やりをして、収穫した野菜は、厨房にお願いして給食の一部に加えて味わう体験をしている。保護者には年齢に応じて離乳食献立表や幼児用献立表、アレルギー食予定献立表等が配布されている。毎月配布する「給食だより」には、食に関する情報を掲載し、保護者の要望で子どもに好評の納豆味噌の作り方等を伝えている。

関連項目：NO. 6 1, 6 2

◇改善を求められる点

1. 教育・保育に関する標準的な実施方法（マニュアル）の定期的な見直しが望まれる。

教育・保育に関する標準的な実施方法として、緊急時対応マニュアルや安全管理、不審者対策、地震・津波対策、乳幼児突然死症候群（SIDS）対応、アレルギー、慢性疾患等の個別対応、保育施設等における感染症対策、実習生受け入れ等各種マニュアルが作成されている。「久場川みらいこども園標準的な実施方法」として、給食管理・調理業務マニュアル、各クラスや早番・遅番、用務員の仕事内容、年齢ごとの対応等が明文化されている。市作成の「子ども虐待対応マニュアル」「保育施設等における感染症マニュアル」等の他、厚生労働省の「感染症ガイドライン」や県の「指導計画書作成の手引き」等が活用されている。

現在作成されている標準的な実施方法については、検証し定期的な見直しの実施が望まれる。なお、園独自の具体的な対応内容等の手順の作成も望まれる。

関連項目：NO. 40, 41

2. 園独自の中・長期計画の作成が望まれる。

本こども園は公立運営のため、中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定は、市全体の中・長期計画として、5年間（2020～2024年度）の「第2期那覇市子ども子育て支援事業計画」が策定されている。計画は那覇市の児童福祉の推進のため、待機児童の改善等、具体的な内容になっている。計画推進に関する課題として、保育教諭等の確保や教育・保育の質の向上に関する事業等が記載されている。計画では5年間の見込みと目標値が明記され、中間見直しを行い実施状況の評価が行える内容となっている。第1期の教育・保育の量の見込みについて、首里地区は目標値をほぼ達成していると評価し見直されている。

園独自の、設備や備品の整備、職員体制等の具体的な中・長期計画及び収支計画の策定が望まれる。

関連項目：NO. 4

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当園は令和2年度より、0歳児から5歳児の園児が在籍する幼保連携型認定こども園となり、2年目を迎えました。今回、第三者評価を受審する機会を頂き、園として評価していただいた点、改善する点が見えてきました。標準的な実施方法（マニュアル）は、口頭だけではなく文章で伝えることの大切さを学ぶことができました。現在、少しずつ改善を手掛けているところですが、まだまだ十分でないこと、作成後も検証し見直しをすることの必要性を教えてくださいました。

今後、これまでの園の取り組みを職員と振り返り、保護者や園児が安心できる園となるよう努めていきたいと思っております。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価結果

項 目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 b
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○	1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
	○	2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	○	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
	○	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
	○	7 (認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。
コメント	<p>理念、基本方針の明文化と周知について、理念と基本方針は教育・保育計画や園のしおりに掲載されている。今年度から園独自の理念として「心身共に健康で、自ら考え行動し、友達と協力する子の育成」としており、認定こども園の目指す方向性を読み取ることができる。基本方針は「生命の保持及び情緒の安定を図り、健康で安全な生活習慣の指導、遊びを通じた総合的な指導の展開、関連機関との連携、地域の特色を生かした活動を通して地域への愛着が育まれるよう工夫する」として、乳幼児期にふさわしい様々な活動を展開する指標になっている。理念や基本方針は、職務会議で職員に周知されている。理念と教育保育方針、教育目標等は、園のしおりにも記載され、入園時に園長があいさつすると共に説明し、進級時には園のしおり等を配布して認定こども園の方向性について保護者へ周知を図っている。</p> <p>ホームページやパンフレットへの理念の追記が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	○ 2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント		<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の的確な把握・分析について、園長は、こども園園長連絡会へ参加し、児童福祉法や学力向上推進計画等について把握するとともに、第2期那覇市子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握している。園独自で行った利用者実態調査の結果から、居住地域が多くの校区にまたがっていること、多子世帯が多いこと、第2子や第3子が多いこと等を把握し、職務会で報告している。地域の特性として県外からの転勤者も多く、保護者支援のニーズが高いと分析し、園併設の子育て支援センターや一時預かり保育、隣接する児童館の利用等について紹介している。</p> <p>社会福祉事業全体の動向の把握と、定期的な教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析が望まれる。</p>	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析に基づく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント		<p>経営課題を明確にした具体的な取組について、園長は、令和2年度から認定こども園としてスタートしたことから、人材の確保や3歳未満児クラスの週案会議の定着、小学校との連携、設備等について課題があることを明らかにしている。人材確保に関しては、那覇市こども教育・保育課とこども園で情報共有している。3～5歳児クラス担当の5名中4名が法定研修(初任研・2年研)受講対象者で、職員配置が課題であることを職務会議で職員に周知し、研修受講中の補助や会議の持ち方等も工夫して対応するとともに、市の担当課からの助言を得ている。0～2歳児の活動の場となっている板敷のテラスに広範囲でささくれがあり、課題であることも把握している。課題となっていた3歳未満児クラスの週案会議を毎週木曜日に実施しており、設備等については擁壁の修繕や排水パイプ、ガス管のパイプ、園庭遊具等の工事が行われている。フリー保育教諭の園内公開保育を実施し、職員間で参観して振り返り、感想を述べあい、フリー保育教諭の資質向上に取り組んでいる。</p> <p>テラスのささくれについては、早急な改善に期待したい。</p>	

項 目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません、十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	○	2 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○	3 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	○	4 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント		<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定に関して、市全体の中・長期計画は5年間(2020~2024年度)の第2期那覇市子ども子育て支援事業計画が策定されている。那覇市子ども子育て支援事業計画は、那覇市の児童福祉の推進のため、待機児童の改善等、具体的な内容になっている。計画の推進に関する課題については、保育教諭等の確保や教育・保育の質の向上に関する事業等が記載されている。計画では5年間の見込みと目標値が明記され、中間見直しを行い実施状況の評価が行える内容となっている。第1期の教育・保育の量の見込みについて、首里地区は目標値をほぼ達成していると評価し見直されている。</p> <p>認定こども園として、設備や備品の整備、職員体制等の具体的な中・長期計画及び収支計画の策定が望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
		2 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○	3 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
		4 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント		<p>認定こども園としての中・長期計画を策定し、中・長期計画を踏まえた単年度の事業計画の策定が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	○	2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	○	3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	○	4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○	5 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント		<p>事業計画の策定と組織的な実施状況の把握や評価・見直しと職員の理解については、全体的な計画にもとづいて単年度事業計画としての教育保育計画（学校評価計画、延長保育実施計画、子育て支援、年間指導計画、安全年間計画等）が、職員会議等において職員参画のもとで策定されている。策定された教育保育計画の冊子は保育教諭に配られ、周知されている。教育保育計画の実施状況については、研修の実績一覧と子育て支援事業の実績報告が作成されている。教育保育計画の一つである学校評価は、職員の自己評価が6月と12月、保護者アンケートを2月、学校関係者評価は7月と2月など、評価と公表の時期を定めて実施されている。保護者アンケートから、全年齢で早寝早起きの習慣づけや家庭での読み聞かせの評価が低いことから、子どもの基本的な生活習慣の形成と絵本の読み聞かせの大切さの発信と啓発を、改善方針・改善策に掲げ、見直されている。教育保育計画のすべての事業計画について実績報告の作成を期待したい。</p>	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	○	2 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	○	3 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	○	4 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント		<p>事業計画の保護者等への周知については、入園説明会において、園長があいさつをして、今年度の園の取組について説明している。主な事業として、発達支援保育や1号認定利用の一時預かり保育、延長保育、異年齢交流、伝統文化継承「種まき事業」等、併設事業として子育て支援センター、一般型の一時的預かり保育等が園のしおりに記載され、保護者に周知している。園のしおりに、行事計画以外に、自園調理や食育の取組も紹介し、延長保育や発達支援保育については分かりやすく説明した資料も添付して周知している。配慮を要する保護者には担任による繰り返しの説明や必要に応じた電話での説明を行い、最終的に園長が同席して説明することもある。コロナ禍で保護者総会や学級懇談会は中止しているが、書面によって周知している。毎月の園だよりには、月の保育目標や行事計画、実習生受入れ等についても記載して配布し、保護者の参加を促すための事前情報の提供に努めている。</p>	

項 目			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 組織的にPDCAサイクルに基づく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	○	2 教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	○	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント		教育・保育の質の向上に向けた組織的な取組については、学校評価（教職員による自己評価、学校関係者評価、保護者アンケート）を毎年実施している。計画から実施、評価結果の集計・考察、全職員による改善策の検討、評価結果の公表について、それぞれに時期を定め、園長と教頭、支援センター主査を中心に体制が整備されている。定められた評価基準にもとづいて年2回、自己評価を実施し、園長と教頭、支援センター主査で評価結果を分析・検討して職務会で職員に周知している。今年度の課題として「家庭との連携」や「職員の質の向上」、「小学校との連携」を組織として位置づけ、改善方針と改善策を検討し、取り組んでいる。5歳児募集停止に伴い、園経営方針には他のこども園との連携も位置付けて取り組んでいる。	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 評価結果を分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。	
	○	2 職員間で課題の共有化が図られている。	
	○	3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	○	4 評価結果に基づく改善の取組を計画的に行っている。	
	○	5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		評価結果に基づく認定こども園の課題を明確にした計画的な改善策の実施については、課題として、家庭との連携や職員の質の向上、小学校との連携が明文化されている。課題に対する取組は職務会議で改善方針や改善策を話し合い、教育・保育計画に位置付け、年度初めの職員会議で全職員に配布して周知している。家庭との連携については、子どもの基本的な生活習慣の形成と絵本の読み聞かせの大切さの発信と啓発を重点目標に掲げている。生活リズムを整えるために、「早寝早起き朝ごはん」が基本であることを日々の活動を通して伝え、園だよりで絵本を紹介し、絵本コーナーに季節のおすすめ本を年齢別に提示している。職員の質の向上については、3歳未満児クラスの週案会議を毎週開催して定着させ、フリー保育教諭の園内公開保育を計画的に実施して職員間での保育参観と園内研修の充実に取り組んでいる。小学校との連携については、こ小連携の充実を重点目標に掲げ、5歳児募集停止に伴い、近隣のこども園との連携にも取り組んでいる。改善策や改善の進捗状況は、事務室に掲示している全職員共有の教育保育計画に必要なに応じて評価が赤字で記載され、改善計画は年度末の職員会議で見直されている。	

項 目			評価結果
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○	2 施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○	3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
		4 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		<p>施設長の役割と責任を職員に表明し理解を図っているかについて、園長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を全体職務会で職員に説明し、新採用の職員には個別に説明している。保護者に対しては園のしおりにあいさつを掲載するとともに、入園や進級時、行事等におけるあいさつを通して周知している。自らの役割と責任については、運営規程に「園務をつかさどり、所属職員を監督する」ことが明記され、職員会議や内部研修等で周知が図られている。</p> <p>園長不在時は教頭や支援センター主査が代理を務めることを年度初めの会議で周知しているが、平常時のみならず、有事における園長の役割と責任について、不在時の権限委任の明確化が望まれる。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		<p>遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、那覇市の契約規程に基づく指定事業者との取引を行う等、利害関係者との適正な関係を保持している。消耗品等は市全体で環境に配慮した物品購入に取り組んでいる。園長は、園長連絡会や研修会に参加するとともに法令遵守の観点での適正な園運営に取り組んでいる。働き方改革については、職員には年休5日取得義務についても取得を促している。職員会議や園内研修会等で、児童福祉法や虐待防止法、改正育児休業法や個人情報保護法等の遵守すべき法令を職員に周知し取り組んでいる。</p>	

項目		評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	① 教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○ 2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	○ 3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○ 4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○ 5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
コメント	<p>教育・保育の質の向上に意欲をもった取組への指導力の発揮に関して、教育・保育の質の現状については、教育・保育計画の見直しや学校評価計画の自己評価、保護者アンケートを毎年実施している。実施後の分析結果から家庭との連携と職員の質の向上等の課題について三役会議と職務会で検討し改善策を明示している。家庭との連携は、子どもの基本的な生活習慣の形成（早寝早起き朝ごはん）の取組と絵本の読み聞かせの啓発（園だよりで絵本を紹介し、絵本コーナーに季節のおすすめ本を年齢別に並べて提示）をしている。フリー保育教諭が日案を作成し、職員間での公開保育を計画的に実施するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した幼保連携型認定こども園の活動について」の研究主題を設定した1年間の園内研修にも取り組み、教育・保育の質の向上に指導力を発揮している。</p> <p>教育・保育計画の各種計画について、実績報告及び評価・分析を実施することに期待したい。</p>	
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○ 2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮について、園長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて労務分析を行い、12時間開所・週休代替のフリー保育教諭、特別支援教育ヘルパー、以外に、環境整備員、用務員等を配置して業務の実効性の向上に取り組んでいる。さらに、休憩対応保育教諭が配置され、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。意思決定の仕組みとして、三役会議やクラス代表が参加する職務会を開催している。市としてリモート会議の導入や子どもの登降園管理、健康管理等、様々な項目のシステム化に取り組んでおり、進捗状況については報告がある。</p> <p>遊具や厨房等の備品や設備修繕等の財務についての分析にも期待したい。</p>	

項 目			評価結果
II-2 人材の確保・育成			
II-2-1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	○	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。
	○	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○	4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。
コメント		<p>必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組について、人員体制に関する基本的な考え方は、那覇市の人事規程で定められている。市の職員採用計画にもとづいて採用試験が実施され、人材が確保されている。会計年度任用職員等の採用については、ハローワークの活用や市の広報誌に掲載を掲載するとともに、園としても保育経験者や潜在保育者等への呼びかけ等を行い、市の採用担当者へつなげる等確保に努めている。市として保育士確保に関する事業に取り組んでおり、保育補助員の養成も主管課で実施されている。</p>	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	a
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
	○	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
	○	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
		4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
		5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。
コメント		<p>総合的な人事管理として、理念や基本方針にもとづき「期待する職員像」を明示している。市として人事基準が明確にされ、職員採用等については、那覇市の職員採用試験で公募選考されることが定められている。昇進、昇格は所属長からの推薦を条件とするなど職員に周知されている。那覇市の人事評価制度により園長と教頭が面談を行い、職員の自己評価における目標達成状況を評価している。職員処遇の水準について、園長は教頭と連携して年次有給休暇の取得や時間外労働が適正に行われるよう配慮している。労働基準法の改正により、会計年度任用職員就労要綱によって非正規職員のキャリアアップが図られている。フリー保育教諭全員が、自分で日案を作成して園内公開保育の計画的な実施に取り組み、実施後は全職員からの感想やアドバイスが得られている。公立については、着眼点4と5は対象外とする。</p>	

項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/>	1 職員の就業状況や意向の把握等に基づく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	<input type="radio"/>	2 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/>	3 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/>	4 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	<input type="radio"/>	5 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/>	6 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input checked="" type="radio"/>	7 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	<input type="radio"/>	8 人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は園長で、出退勤は静脈認証で行っている。有給休暇の取得状況や時間外労働のデータはパソコンシステムで管理され、職員の就業状況は園長と教頭が把握している。ストレスチェックを実施し、年2回の園長と教頭による面談時には職員の相談にも応じている。公立学校共済組合の退職金制度があり、年1回は職員に健康診断を受けさせ、人間ドックやインフルエンザ予防接種への補助もある。今年度までは市から幼稚園教諭の免許更新の補助制度がある。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、園長や教頭が年次有給休暇取得の声かけをし、時短勤務にも取り組んでいる。人材確保に関しては、保育経験者や潜在保育者等への呼びかけ等を行い、市の採用担当者へつなげ、フリー保育教諭の確保ができています。フリー保育教諭に対しては資格取得の情報提供を行っている。国の制度改革により教育・保育に関わる非正規職員に会計年度任用の制度が導入され、給与が月給制となり、賞与も支給されている。</p> <p>公立については、着眼点7は対象外とする。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	○	2 個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
	○	3 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	○	4 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	○	5 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント		職員一人ひとりの育成に向けた目標管理の仕組みについては、期待する職員像を明確にし、市の人事評価制度を活用している。保育教諭は年2回、自己評価を実施している。自己評価の内容は、教育目標に基づく学級経営や教育・保育の質の向上、子育て支援等についての業績評価及び実績評価、能力評価（知識・技能や責任感、協調性等）となっている。職員は、次回までの達成目標を数値で設定しており、本人の申告に沿って園長と教頭による年2回の面接を通して達成状況を振り返り、評価して目標の見直しにつなげている。	

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○	2 現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○	3 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○	4 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○	5 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント		<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、教育・保育計画の中で、那覇市の「期待する職員像」が明示されている。今年度、園独自の「期待する職員像」を作成して掲示し、職員に周知している。市や県が策定した研修計画に沿って初任者研修や2年目研修、発達支援の研修等が実施されている。研修計画は前年度の評価・反省のもと毎年見直されている。園内研究部を中心に今年度は「新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した幼保連携型認定こども園の活動について」のテーマで年間計画を作成し全職員で取り組んでいる。6月～8月の取組は各クラスの実践報告に対して全職員から意見や感想が出され、各クラスにフィードバックされている。フリー保育教諭5名が、自分で日案を作成する園内公開保育も計画的に取り組み、実施後は全職員からの感想やアドバイスが得られている。運営主体である市は、保育士と幼稚園教諭の資格取得者を認定こども園職員の採用基準としている。</p> <p>「虐待防止研修」等について、園内で伝達研修が実施されているが、市や県が策定した研修のみでなく、園として目的を明確にし、体系化された研修計画の策定が望まれる。</p>	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○	2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○	3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○	4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○	5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント		<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、職員の資格取得状況は履歴書と資格証の提出により把握している。新採用職員は経験者と二人でクラスを担当することで個別のOJTが行われている。園長や教頭、特別支援担当教諭は職種別研修を受講している。職員は、沖縄県の初任者研修や2年目研修を受講し、市が主催する中堅教諭研修等の階層別研修、子育て支援や食育、発達支援等のテーマ別研修を受講している。外部研修の情報は掲示や職務会で提供し、必要な職員には教頭が声をかけ、職員一人ひとりが研修を受講できるよう、シフトを調整する等の配慮をしている。研修報告書は全職員に回覧している。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○	3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○	4	指導者に対する研修を実施している。
	○	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント		<p>実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢は、実習生受け入れマニュアルに記載されている。保育士や子育て支援員、小児看護の実習生を受け入れている。園長がオリエンテーションを実施し、実習生には守秘義務等の誓約書を提出させ、クラス担任保育教諭が指導している。実習のプログラムは養成校の実習の手引きを使い、観察から部分実習、一日実習と手順を踏んで実施している。養成校との連携については、教頭が電話で担当教員と実習内容についての調整等を行っている。</p> <p>実習生受け入れマニュアルへの子どもや保護者、職員への事前説明についての追記に期待したい。</p>	
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○	2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	○	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容に基づく改善・対応の状況について公表している。
	○	4	法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	○	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント		<p>運営の透明性を確保するための情報公開については、ホームページで認定こども園の教育・保育の内容等、及び市の決算情報が適切に公開されている。苦情・相談の体制については、玄関等にポスターが掲示され意見箱が設置されている。苦情等に基づく改善や対応結果は玄関に掲示して公表している。地域の公民館に子育て支援センターのパンフレットを配布している。</p> <p>ホームページへの理念や基本方針、事業計画、事業報告等の公開が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○	2 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○	3 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○	4 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント		<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、那覇市の文書取扱規程や契約規則等に基づいて運営されている。園長の役割は園務分掌に明記して職員等に周知されている。那覇市の特定教育・保育施設等確認監査（実地指導）が年1回実施され、さらに社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査が実施されている。</p> <p>公立のため着眼点3と4は対象外とするが、那覇市は中核市として外部監査が導入されている。</p>	
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	○	3 子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○	4 認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	○	5 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
コメント		<p>子どもと地域との交流を広げるための取組として、地域との関わり方の基本的な考え方は、教育・保育計画に記載されている。市の子育て支援ガイドや病児保育、小児クリニック、病後児保育等の情報を掲示すると共に、就労や託児サービスに関する情報等のパンフレットも自由に持ち帰りできるようこども園玄関口と子育て支援センター入り口に置いている。地域の自治会のデイサービスや夏祭り等に参加し、職員がボランティアで舞台作りを支援することもある。隣接する児童館とは日常的に交流があり、広場を使用させてもらっている。子どもや保護者のニーズに応じて那覇市子育て世代包括支援センターや発達支援センター等の社会資源を紹介し、利用を推奨している。コロナ禍により自治会の夏祭りやデイサービスとの交流は中断している。</p>	

項 目			評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	c
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	○	学校教育への協力を行っている。	
コメント		<p>ボランティア受け入れに関する基本姿勢や実施体制について、ボランティアとしては、保護者会による園庭の溝さらいや草刈り、民生委員・児童委員等の訪問（折り紙や手毬の子どもたちへのプレゼント）、短期大学生の保育ボランティアがある。受け入れ時は園の方針や注意事項を園長と教頭が説明している。学校教育への協力としては、小学校の職場見学や中学校の職場体験、高等学校のインターンシップを受け入れている（コロナ禍で現在は中止）。</p> <p>ボランティア受入マニュアルを整備し、ボランティア受入れに関する基本姿勢や学校教育等への協力についての基本姿勢を明文化するとともに、マニュアルには、登録手続やボランティアの配置、事前説明、守秘義務等の誓約書の提出等に関する項目の記載が望まれる。伝統文化継承「種まき事業」に関し指導者ボランティアの積極的受け入れに期待したい。</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢の明示がないため判断基準によりC評価となる。</p>	

項 目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
		5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○	6	(認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント	<p>認定こども園として必要な社会資源の明確化と関係機関等との連携については、病院や学校、近隣保育園や関係機関、児童デイサービス事業者等の一覧表が作成され、職員間で共有されている。年2回の保幼こ小合同研修会には園長や教頭または担任が出席し就学に向けての情報を共有している。園長と子育て支援センター主査が地域の小学校や公民館、福祉施設、警察等の参加する首里ネットワーク会議に参加している。支援が必要な子どもや要支援家庭への対応については、毎月支援会議を開催して職員間で情報を共有し、発達支援センターや市の子育て支援室、児童相談所と連携している。家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもに対しては虐待マニュアルに沿って対応し、子育て支援室と連携している。</p> <p>着眼点5は、地域に適当な関係機関があり、非該当とする。</p>		

項 目			評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○	2 (認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		3 (認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>地域の教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組としては、首里ネットワーク会議や首里振興会、保幼小合同会議に園長や教頭と担任等が参加し、地域の情報を得ている。首里ネットワーク会議に参加している母子生活支援センターから支援の必要な家庭の情報を得て課題を共有している。月1回、0～5歳児のいる地域の親子を対象とした子育て支援センターの出前支援が4カ所の地域集会所で開催されている。出前支援については、ホームページに掲載し、集会所にポスターを掲示して地域の子育て中の親子に周知している。毎月、数組の親子が参加し、支援センターの利用に繋がっている。市の「こんにちは赤ちゃん事業」との連携で、6カ月未満児の利用増に繋がっている。支援センターの子育て相談では、親からは子どもの発達や睡眠、就園等に関する相談が多く寄せられ、相談の多かった内容については育児講座に取り上げて専門的な助言を得られるようにしている。支援センターでは利用者の年齢や兄弟姉妹の数、両親の出身地等を集計・分析し、こども園移行後「0～2歳児の入所希望者が増えた」ことや一時預かり保育事業を通して0歳児のニーズが高いことが把握されている。</p> <p>地域の自治会や民生委員・児童委員等との連携等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズを把握する取組が望まれる。</p>		

項目		評価結果
27	②	地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。
	○ 2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
	○ 3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
	○ 4	認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
	○ 5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
コメント	<p>把握した地域の教育・保育ニーズ等に基づく公益的な事業・活動については、認定こども園の事業として、一時預かり保育事業(一般型)や子育て支援センターの事業を実施している。子育て支援センターの育児相談で「コロナ禍で集団検診が受けられず子どもの発達に不安がある」の意見から、理学療法士や歯科衛生士を講師にした講座や、男性の子育てへの関わりを支援するための講座等が実施されている。4カ所の地域での出前事業や子育て相談にも取り組んでいる。一時預かり保育事業では、災害時の子どもの預かり保育についての役割が明記されている。</p> <p>地域子育て支援拠点事業として地域子育て支援センターと一時預かり保育事業が併設され、地域で子育てをしている保護者の支援も実施しているが、公的資金による社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動の実施が望まれる。</p> <p>着眼点1が確認できないため、判断基準により評価がCとなる。</p>	

項 目

評価
結果

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断 基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○	4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○	5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○	6	(認定こども園)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○	7	(認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○	8	(認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント		<p>子どもを尊重した教育・保育の共通の理解をもつための取組については、子どもを尊重する姿勢として「一人ひとりの子どもの育ちを支え、保護者の子育てを支え、子どもと子育てにやさしい街づくりを目指して子育て応援を推進する」を基本方針に明示している。子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢は、教育・保育の標準的な実施方法（着替えや排せつ等のマニュアル）に反映させている。職員の理解と実践のため全国保育士会の倫理綱領が活用されている。子どもの尊重や基本的人権への配慮について、虐待防止に関するオンデマンド研修を受講し、伝達研修が実施されている。子どもの尊重や基本的人権への配慮について、保護者アンケート等で状況の把握・評価を行い、「不適切な保育チェックリスト」を各クラスで活用し日々の教育保育に対応している。子どもが互いに尊重する心を育てるため、トラブルが起きたときは、子ども同士の言い分を聞き、周囲の意見も聞くなど、思いに寄り添って一緒に考えている。出席簿は男女混合にし、ごっこ遊びでは様々な変身衣装を準備して男の子がドレスを着け、おゆうぎ会でも男の子がフラダンスのスカートを着けて踊るなど、性差への先入観を固定しない取組をしている。フランス人の保護者の協力により、園児がおゆうぎ会でフランス語であいさつをした事例などがあり、文化に配慮した教育・保育について保護者にも理解を図る取組が行われている。</p>	

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
	○	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。
	○	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
	○	4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。
コメント		<p>子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育に関しては、標準的な実施方法（年齢ごとの各クラスにおける具体的な手順）が作成され、プライバシーの保護やプライベートゾーンについて記載されている。子どものプライバシーを守るように、水遊びの際は外部からの視線を考慮して、水あそび用オムツや水着を着用させることが「水遊び開始の会実施計画」に明示されている。水着は、全裸にならずに着替える方法を指導し、絵本等でプライベートゾーンについて説明することが週案等に明記されている。着替えに際しては、カーテンで外部からの視線に考慮している。家庭においても、上半身から先に着替える等、着替える順序にも気をつけてほしいと保護者に伝えている。</p> <p>プライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、研修により職員へのその理解を図ることが望まれる。</p>	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	○	2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント		<p>利用希望者への認定こども園選択に必要な情報の提供については、ホームページを活用するとともにパンフレットを市の担当部署に置いている。パンフレットにはこども園の教育保育目標や職員構成、日課、発達支援保育や特別保育、地域活動事業等の主な事業、年間行事等が記載され、イラストを入れる等の工夫をしている。利用希望者には、パンフレットや子育て支援センターの資料等を使って園長と教頭が園での過ごし方について個別に説明し、見学にも対応している。パンフレットの見直しは年1回実施し、日課と行事予定を見直している。</p> <p>パンフレットへの理念の追記及び文字の大きさに工夫が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
		5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		<p>教育・保育の開始・変更にあたっての保護者等への説明について、入園時は重要事項説明書と園のしおりを使って説明し、重要事項説明書の同意書を提出させている。行事の変更は、クラスだよりや園だよりで周知している。園のしおりは、イラストを活用し持ち物等は見本を写真で掲載し、わかりやすい工夫がされている。外国籍の保護者に対しては両親一緒に説明をし、スマホの通訳アプリを使うこともある。特に配慮が必要な保護者へは、事務所等の落ち着いた場所を確保して個別に説明している。</p> <p>特に配慮が必要な保護者への説明に関するルール化が望まれる。</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		<p>認定こども園等の変更にあたっての教育・保育の継続性に配慮した対応について、転園時は指導要録を転園先に送付し、支援児の場合は口頭でも付け加えている。小学校へは指導要録を引き継ぎ、支援児については、保護者の同意を得て指導要録と支援計画で引き継いでいる。退園後も園長や担任が相談に応じている。</p> <p>教育・保育の継続性に配慮した手順を定め、子どもや保護者等に退園後の相談方法や担当者について説明した文書を手渡すことが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 (認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。	
	○	2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○	3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。	
	○	4 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。	
	○	5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
	○	6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント	<p>利用者満足の上を目的とする仕組みの整備と取組については、日々の教育・保育のなかで子どもの遊びの様子を観察し、帰りの会で子どもから聞き取りしている。クラス便りやポートフォリオ（子どもたちの活動写真一覧）を保護者に発信し、保護者の声は送迎時や面談時に聞いている。年1回、保護者アンケートを実施して集計・分析し、課題を文書化している。保護者の声は、個人面談や学級懇談会、保育参加時等でも把握し、保護者会には園長と教頭と担当職員が出席している。保護者アンケートの集計結果の考察は職員会議で検討している。保護者の声で今年度、「早寝早起き朝ごはん」の生活習慣の確立を教育保育計画に反映させている。保護者の要望により園での記録として保護者の承諾書ももらい、園児の写真配布を再開している。</p>		

項 目			評価結果
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
		4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	○	6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	コメント	<p>苦情解決の仕組みの確立と周知、機能については、苦情相談受付担当者を園長、苦情相談解決責任者を市子ども教育課課長とし、第三者委員が2名選任され、苦情解決の体制が整備されている。保護者には、重要事項説明書に苦情相談窓口を記載して配布し、説明している。1階の玄関ホールや2階の保育室入口には、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、玄関には意見箱と記入用紙が設置されている。今年度は、駐車場の混雑と渋滞に関する苦情が保護者や近隣から寄せられ、検討の結果、送迎が集中する時間に園内放送をして協力依頼するとともに、園長と教頭、主査による立哨が実施されている。苦情内容は、業務日誌と職員会議録に経過が記載されている。</p> <p>苦情内容については、那覇市の苦情マニュアルに基づき、苦情対応報告書を作成し適切に保管することが望まれる。</p>	
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
	コメント	<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と周知については、玄関ホールに意見箱を設置し、保護者が相談できる相手として苦情・相談窓口や第三者委員、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先が記載されたポスターが玄関と2階保育室前に掲示されている。重要事項説明書にも苦情・相談窓口を記載し、保護者に配布して説明している。園長と教頭も相談に応じやすいように日頃から送迎時のコミュニケーションを図っている。相談内容が漏れないよう、事務所等の相談場所を確保し、配慮されている。意見・相談の内容は業務日誌や職員会議録に記載されている。</p>	

項 目			評価結果
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
		6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント	<p>保護者からの相談や意見への対応については、苦情・相談窓口や意見箱を設置し、「那覇市が提供する福祉サービスに関わる苦情への対応に関する実施要綱」が整備されている。職員は、保護者が相談し意見を述べやすいよう送迎時の対話や連絡帳等でコミュニケーションを図り、運動会等の行事開催後及び定期的な保護者アンケートを実施している。保護者アンケートから園児の1年間の記録を再開してほしいとの意見があり、写真配布を復活している。職員は、把握した相談や意見について、園長に報告し職員会議で話し合っ対応している。</p> <p>保護者からの相談や意見を受けた際の記録の方法等の施設での手順書の作成、及び対応マニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p>		

項目		評価結果
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○ 3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○ 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制については、危機管理マニュアルで責任者を園長とし、緊急対応マニュアルや園外保育における事故発生時の緊急マニュアル、こども園等園外活動安全マニュアルや安全管理マニュアル、不審者対策マニュアル等が整備され、職員に周知されている。各クラスにおいては、3歳未満児用と3歳以上児用の安全チェック表に沿って毎日、安全点検を行い、パートや用務員による園庭や園周辺、砂場のチェックを行い、月1回、全職員による大型遊具等の点検が実施されている。点検で発見した遊具等の劣化や破損等は園長に報告して修繕し、隣接施設からのボール落下防止にネットを取り付けてもらう等、安全対策を講じている。事故やヒヤリハット発生時は、職務会議で再発防止策を検討し、職員間で情報を共有している。今年度の研修は12月に「事故予防～保育環境とリスクマネジメント」が計画されている。ニュース等で収集した他園で発生した「乳児突然死や不審者侵入」等の情報は、職員会議で報告されている。園で発生した事故による怪我には、損害賠償保険で保障されている。</p> <p>収集した子どもの安心と安全を脅かす事例、及びヒヤリ・ハットや事故について、職員参画の下で発生要因を分析し、改善策や再発防止策の検討・実施の取組が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○	2 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○	3 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○	4 感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○	5 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
		6 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○	7 (認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。	
コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制の整備と取組については、危機管理マニュアルで責任者を園長としている。「感染症の予防と発生時等の対応マニュアル」や「那覇市職員の新型コロナウイルス感染者発生時の対応手順」、「給食管理・調理業務マニュアル」、「保育施設における感染症対策」等のマニュアルや厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」が用意され、職員に周知するとともに感染症対策の勉強会も実施している。入園時は園のしおりで、感染症の種類や罹患した子どもの登園基準が示され、保護者に説明している。新型コロナウイルスの発生により、登園時の検温シートの提出（3歳未満児は午後も検温）や手指消毒、手洗いや咳エチケットの徹底、玩具や室内の消毒等、感染対策が行われている。園内で「手足口病」や「RSウイルス」等の感染症が発生した場合は、感染症名と発生人数を玄関と2階に掲示し、インフルエンザ等の那覇市感染症週報も保護者に情報提供している。</p> <p>マニュアルについては、園の実状に合わせた対応手順と職員が理解し易いように内容を集約する等、定期的な見直しが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための取組については、災害時の対応体制として園長を隊長とした自衛消防隊が編成されている。火災・地震・津波や不審者対応マニュアルが作成され、災害時の役割分担が記載された自衛消防組織図や避難経路図を職員室や2階に掲示して職員に周知している。安全年間計画に避難訓練を位置付けて実施計画を作成し、毎月、火災や地震・水害、不審者侵入等を想定した避難訓練を実施している。訓練時は各クラス担任が保護者の緊急連絡簿や引き渡しカード等が入った避難リュックを持ち出して子どもの安否を確認し、0歳児クラスはおんぶ紐も用意されている。日頃から高い位置には物を置かないこととして棚を固定し、書籍の落下防止策を施し、年2回防災設備の定期点検を実施している。備蓄は離乳食と幼児食、アレルギー対応食を市の給食センターから取り寄せ、常時3日分をリスト化して用務員が管理している。園の2階デッキと繋がる隣接の施設は第1避難場所とされ、緊急時は扉を開閉できるように鍵を預かる等、日頃から協力関係を築いている。第2避難場所として自治会広場での受け入れの了解が得られている。</p> <p>火災については、消防訓練実施要綱等の内容になっており、発生時の対応手順を追記し、被災時においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた業務継続計画の整備、並びに備蓄の食料は、子どもや職員の数に応じた量の確保、及び献立表の作成が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
		4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
	コメント	<p>教育・保育に関する標準的な実施方法の文書化については、危機管理マニュアルや乳幼児突然死症候群（SIDS）対応マニュアル、保育施設等における感染症対策マニュアル、給食管理・調理業務マニュアル、各クラスや早番・遅番、用務員の仕事内容等を定めた「久場川みらいこども園標準的な実施方法」等が整備されている。市子育て支援室発行の「子ども虐待対応マニュアル」には、「相談・通告は虐待を受けている子どもと困っている保護者を援助するための第1歩となる」と権利擁護の趣旨が明示され、園での1日のチェックポイントが具体的に表示されている。「久場川みらいこども園標準的な実施方法」の着替え介助には、保育室のカーテン・ブラインドを閉めて環境を整えるやプライベートゾーンについて話し、自分を大切にすることの大切さや子どもの尊重、プライバシー保護等に配慮した姿勢が明示されている。危機管理マニュアルやアレルギー、慢性疾患等の個別対応マニュアルは、事務室に置き、職員がいつでも確認できるようにしている。標準的な実施方法（業務マニュアル）に沿って実践できているかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
		2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
		3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
		4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
	コメント	<p>標準的な実施方法の検証・見直しについては、年度末に職務会で検証し見直すこととしている。こども園園外保育マニュアルに「本マニュアルについては、見直しを行い改善を行うものとする」と記載されている。今年度、各クラスや早番・遅番、用務員等の業務手順を明示した「園独自の標準的な実施方法」が作成されている。標準的な実施方法については、「保育施設等における感染症マニュアル」や「子ども虐待防止マニュアル」等の他、厚生労働省の「感染症ガイドライン」や県の「指導計画書作成の手引き」等が活用されている。標準的な実施方法は、施設としての内容や手順となるよう定期的な検証・見直しの実施、及び見直しにあたっては、職員や保護者からの意見や提案が反映されるような仕組み作りが望まれる。見直しに際しては、その過程が分かるよう制定年月日や改定年月日の記載にも期待したい。</p>	

項目		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	①	アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。 b
判断基準	a	アセスメントに基づく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントに基づく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントに基づく指導計画を作成するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○	1 指導計画作成の責任者を設置している。
		2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	○	3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○	4 (認定こども園) 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。
	○	5 (認定こども園) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	○	6 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○	7 (認定こども園) 指導計画に基づく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	○	8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	○	9 (認定こども園) 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。
コメント	<p>アセスメントに基づく指導計画の適切な作成については、年間指導計画や月間計画、週・日案が作成され、指導計画策定の責任者は園長となっている。アセスメント手法は確立していないが、入園面接時に児童票で子どもの言語や遊び、食事、排泄、睡眠、着脱等の基本的習慣の達成状況や成育歴、予防接種等の身体状況、家族状況等を確認している。入園後は、送迎時や連絡帳等で保護者と情報交換し、個別面談時は事前の保護者アンケートに基づいて、子どもの発達上の課題や保護者の要望等を把握し、個別指導計画に反映させている。3歳未満児については、個別計画が作成され、満1歳時点の子どもについては教育・保育における5領域による計画が作成されている。特別な配慮を要する子どもについては、保護者の同意の下、年2回、市発達支援センターの心理専門員による巡回指導や子どもが利用する児童デイサービス事業所職員とのケース会議等で協議し、特別支援計画が作成されている。指導計画は、全体的な計画に掲げている各種計画を反映し、各クラス担任と教頭で検討・作成し、園長が確認している。年間指導計画は、年度末に職務会議で評価、反省が行われ、月の計画には担任間の連携や子への配慮(支援児)の項目が設定されている。週・日案は、毎週木曜日に振り返りや評価が実施されている。</p> <p>指導計画の作成にあたっては、アセスメントによる課題の協議や目標の合議等、アセスメント手法の確立が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
		3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	○	5	(認定こども園)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
コメント	<p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、クラス毎に週案会議を毎週木曜日に開催することが定められている。週・日案の評価・反省欄は、ねらい毎に子どもの姿が記録され、保育の振り返りは日々記録されている。週案会議で週計画と月間計画の評価・見直しを実施し、次の計画に反映させている。週案は、各クラス担任と教頭で検討し園長が確認している。月間指導計画は、毎月最後の週案会議で月の反省・評価をし、翌月の子どもの姿を捉え、ねらいや計画を見直している。年間計画や全体的な計画の見直しは、年度末の職務会で実施している。指導計画を緊急に変更する場合には、「当日の天候の変化や子どもの体調を見て判断し、散歩の予定を室内遊びに変更することを計画書に赤色で修正」したり、「植物等の種まきの期間を1週間として天候や子どもの活動状況を見て延期する」等の対応をしているが、統一性は見られない。</p> <p>指導計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等に基づく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント		<p>子どもに関する教育・保育の実施状況の記録と共有について、子どもの発達状況や生活状況は、統一した様式によって把握し、記録されている。日々の記録は週案記録や職員日誌、支援ヘルパー日誌等に記載されている。0～2歳児や特別支援児は、個別に教育・保育が実施されていることが記録より確認でき、一人ひとりの育ちの記録として「あゆみ」が整備されている。3～5歳児については、年度末に指導要録が作成されている。記録内容や書き方に差異が生じないように特別支援児や3歳未満児の個別指導計画は園長と教頭でダブルチェックをし、週案は教頭が確認して助言を行い、指導要録は「要録の書き方」を参考にしている。重要案件等は、全体職務会で情報を共有し、月間計画、週・日案の指導計画等は、週案会議や園内のパソコンネットワークで情報を共有している。</p>	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
コメント		<p>子どもに関する記録の管理体制については、那覇市個人情報保護条例や運営規程等で、子どもの記録の保管・保存・廃棄、情報の提供に関する規定が定められている。個人情報の不適正な利用や漏洩に対する対策として、児童票等の持ち出しを禁止し、SDメモリーカード等は、鍵付きの棚で保管している。記録管理の責任者は園長で、個人情報の取り扱いに関しては全体職務会等で職員に注意を促している。重要事項説明書で「教育・保育中の園児の写真や映像の使用目的について説明し、承認の可否を署名・印で確認する」事が説明され、今年度は運動会のDVD作成と配布について同意を得ている。</p> <p>個人情報の取り扱いについては、施設で使用する全ての利用目的を特定し、重要事項説明書で説明するとともに「個人情報利用目的の使用同意書」を保護者から徴することが望まれる。</p>	

		項 目		評価結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育				
A-1-(1) 子どもの権利擁護				
46	A①	①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	a
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		
	b	—		
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
	○	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
	コメント	<p>子どもの権利擁護に対する取組については、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を活用し、那覇市虐待対応マニュアルを事務室に掲示して職員に周知している。全体職務会で「不適切な関わり」についての研修を実施し、オンデマンドで「体罰禁止とその対応」等を受講して、職員の理解が図られている。権利侵害の防止と発見については、「子ども虐待対応マニュアル」の「こども園の1日のチェックポイント」を参考に登園時から降園までの子どもの表情や保護者の子どもへの対応に注意を払い、着替えや入浴時に子どもの変化等を確認している。家庭でのケガや傷がある場合、話ができる子どもには、直接確認している。職員による子どもへの不適切な対応については、職員研修で保育士会発行の「不適切な保育のチェックリスト」の資料が配布されている。</p> <p>職員による不適切な関わりの予防や早期発見に向けて「不適切な保育のチェックリスト」を活用し、自己の振り返りを毎年、実施することに期待したい。</p>		

項 目

評価
結果

A-2 教育・保育内容

A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成

47	A②	①	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b
判断基準				
		a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	
		b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	
		c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	
		n	わからない、判断できない。	
着眼点				
		○	1	全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
		○	2	全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。
		○	3	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。
		○	4	全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
		○	5	指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。
		○	6	指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。
		○	7	全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
		○	8	全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。
コメント		<p>全体的な計画は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律(認定こども園法)第9条にもとづいて教育・保育目標が位置づけられている。こども園の理念と目標、こども園像が設定されている。教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等に基づいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、教育保育時間、主な行事、小学校との接続、家庭との連携・子育て支援、特別支援教育・保育の他、健康支援、食育環境、災害、地域連携など、園の理念等に基づいて作成されている。計画の見直しは、毎年2月から各クラスで使用中の計画を検討し、職務会で見直し案をまとめて策定されている。年間指導計画は全体的な計画を踏まえて作成されている。</p> <p>全体的な計画は見直されているが、評価課題を明文化するとともに、保護者に対しては指導計画を説明して周知することが望まれる。</p>		

項目		評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開		
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 a
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
	○ 2	認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
	○ 3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
	○ 4	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
	○ 5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
	○ 6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。
コメント	<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備について、室内には温・湿度計が設置され、エアコンや扇風機で調整されている。空気清浄機が設置され、常に適切な状態に保持できるようになっている。室内の設備用具については用務員や環境整備員を中心に清掃や朝夕の衛生管理が行われ、園庭等の清掃は保育教諭が実施している。室内にある遊具で0歳児等の低年齢児用は午前と午後の2回消毒し、布製のおもちゃは洗濯して天日干ししている。各クラスにおいては、3歳未満児用と3歳以上児用の安全チェック表に沿って毎日、安全点検を行い、水槽等には安全ベルトを張るなどの工夫がされている。全年齢で午睡が実施され、クラスにはロッカー等が設置され、布団等が収納できるようになっている。0～2歳児クラスには床と畳間が設置され、食事や睡眠のための生活空間が確保されている。2階のテラスは0～2歳児の遊びの場になっている。手洗い場は使いやすく、トイレは第三者から見えないようにプライバシーに配慮され、0～1歳児用と2歳児と子育て支援センター用、3～4歳児用と、共用の設備となっている。</p>	

項目			評価結果
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント		<p>一人ひとりの子どもを受容した子どもの状態に応じた保育については、子どもの発達や家庭での過ごし方を含め一人ひとりに合わせた工夫や配慮が0～2歳児の個別記録や指導計画に記載されている。0歳児で「室内設置の階段や斜面を下るに挑戦する際、両足に力を入れて踏ん張るなど身体感覚が育ちつつある」との一人ひとりの記録が確認できた。1歳児の登園時に子どもが泣き出して不安な様子に、愛着関係のある担任が抱っこし、落ち着くまで安心できるように対応している。2歳児では午前中、ミニカーで遊ぶ男の子やお弁当ごっこをする子、赤ちゃんごっこで寝そべっている子に他児がミルクを飲ませるしぐさをしているグループ等、一人ひとりに配慮した場面が確認できた。3歳児の週案の反省で「ガラガラうがいのやり方が、うまくできない子があるので保育教諭も一緒に行い、やり方やポイントを知らせていく」との記録がある。4歳児では「あやとりを出来たよと自慢げに伝えに来た子が、友達に教え、その子が出来ると一緒に喜んでいる」等一人ひとりの子どもの姿を記録している。「早く」や「だめ」等、せかす言葉や制止する言葉を用いることがあるが、「言葉かけの工夫をしていきたい」との反省も記録されている。</p>	

項 目			評価結果	
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	○	4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
	コメント	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境を整備した援助について、0歳児の食事は、全員が1歳児食に移行しており、手掴みで食べる子や匙を片手に手掴みする子、匙に乗せてあげると食べられる子と三人三様を大切に、時々口に入れ過ぎたりする子には、器に少しずつ入れるなど量を調節している。1歳児が自分で着脱をやろうとして「自分で」と主張する子がおり、また、「先生汚れた、着替える」と清潔の意識が芽生えてきたとの記録がある。着脱時の衛生面への配慮から直接肌が床につかないように、着脱しやすく、ベンチが用意されている。2歳児は「トイレ」「うんち」と尿意や便意を保育教諭へ伝えことができる子がいる。「自分で衣服を脱ぎ、たたむことができるようにする」をねらいとしている。3・4歳児は週計画に基本的な生活習慣の項目を設定し、3歳児は「身の回りの事を自分で出来る喜びを味わう」をねらいとし、服のたたみ方について「出来たよー」と喜ぶ気持ちに共感しながら、きれいにすることの気持ちよさを感じられるようにしている。4歳児は「生活に必要な活動を自分で行い、のびのびと行動する充実感を味わう」をねらいとし、ジャンパー等の上着は室内ではハンガーにかけるなど「基本的な生活習慣が習得できる」ように取り組まれている。0～2歳児は、午前中は2階のテラスや園庭で活動し、3～4歳児は園庭や隣接する児童館の広場での戸外活動や運動遊び等、体を使った遊び等を取り入れ、昼食からおやつまでの間は全クラスで午睡を実施し、活動と休息のリズムが身につくよう工夫されている。</p>		

項 目			評価結果	
51	A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。		
	b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。		
	c	子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
	○	2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
	○	3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
	○	4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
	○	5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
	○	6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
	○	7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
	○	8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境の整備と子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開について、0～2歳児は床や畳間があり、子どもの手の届く高さに絵本や動くおもちゃ、手作りおもちゃ等を自由に選んで遊べるよう配慮され、2歳までは巧技台やマルチパネル、トンネル、コンビカー、三輪車、フラフープトンネル等の運動用具もそろえて、園内や園庭の探索活動ができるよう行動範囲を広げている。3歳以上児については、園庭や公園での大縄や短縄、フラフープ、やっこ、竹馬、一輪車、二輪車等による活動があり、室内ではお手玉やあやとり、コマ、ミニカー、ままごと、人形、ブロック、パズル、折り紙、けん玉、かるた等で自発的に遊んでいる。各クラスに水槽が設置されグッピー等が飼育されている。季節の移り変わりを感じるねらいが設定され、落ち葉や松ぼっくり等で季節を感じることができる環境に配慮している。生活や遊びの場面で子どもの気持ちを受け止め、子どもが表現して伝えられるよう保育教諭は発達に応じた援助を行っている。例えば、調査時に、0歳児は手指を使ってシール遊びに夢中で、1歳児はミニカーやブロック、ままごと等を保育教諭が援助している。2歳児は恐竜やままごと、ブロック、マルチパネル、三輪車等の遊びが活発である。3歳児は全部やりたい欲求があり、リズムや鈴、新聞紙や空き箱、色紙、絵具、粘土等保育教諭が用意した様々な素材を使って、表現や製作活動を楽しめる工夫をしている。4歳児は松ぼっくりのクリスマスツリーや紙粘土のショートケーキ等を作成し、作品はクラスや廊下に展示されている。自分たちでルールを決めて、鬼ごっこや廃材で作ったボール遊び等を行っている。食育として、園庭の一角に3歳児はニンジンやかぶ等を植え、4歳児は大根を植えて園児一人ひとりの名前が付けられている。4歳児はサッカーや集団遊びなどルールのある遊びで、思い切り身体を動かすことを楽しんでいる。</p>			

項目			評価結果
52	A⑦	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
	○	2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
	○	3	子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
	○	4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
	○	5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
	○	6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。
コメント		<p>乳児期の園児（0歳児）における養護と教育の一体的な展開と環境整備、保育の内容や方法への配慮としては、0歳児が長時間過ごす生活と遊びの場として、掃除の行き届いた床や畳間があり、保育室で安心して過ごせるように仕切りの安全柵が用意されている。子どもの状態や生活リズムは、受入時の視診や機嫌などで確認し、睡眠チェックを記録し、一人ひとりの家庭での状況は連絡帳で把握している。子どもの目線の高さに絵本やミニカー、手作りおもちゃ等が配置され、2階のテラスや園庭などで探索活動ができる環境を工夫している。週・日案や個人の記録には、保育教諭が共感の言葉かけをして見守り、愛着関係を築くことで安心して過ごす姿が記録されている。家庭と連携し、保護者から「夜中に水分を要求しその結果、おねしょをしてしまう」ことの悩みに保育教諭が適切に対応している。特に体調や朝食については気を配り、日々の連絡帳の記録や送迎時の会話、クラスだより、個人面談などで、丁寧に伝え合い共有している</p>	

53

項目		評価結果
A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
	○ 2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
	○ 3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
	○ 4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。
	○ 5	保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
	○ 6	様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。
	○ 7	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。
コメント	<p>満1歳以上3歳未満児(1・2歳児)の保育における養護と教育の一体的な展開と適切な環境整備、保育の内容や方法の配慮について、1歳児クラスでは、「簡単な身の回りのことに興味を持ち自分でやろうとする。戸外で体を動かして遊ぶ心地よさを感じたり、身近な自然物に興味を持つ」のねらいを達成するため、巧技台やマルチパネル、トランポリンを使って走ったりジャンプしたり全身を使って遊び楽しめる環境を整備している。園庭で木の実や枯葉を探して集めたりして探索活動をし、集めたものを砂遊びに使うなど環境に工夫している。言葉にならない言葉で友達に訴えるので、「貸してーっていうんだよ」と保育教諭が仲立ちをする援助がされている。2歳児クラスはイメージを膨らませて遊んでいる。バスごっこでは「弁当バス」に食べ物のイラストにクレヨンで色塗りをして貼っていく遊びをし、マットや鉄棒を使ってぶら下がりをしている。簡単なルールがあることを知り、「椅子取りゲームをもう一回やりたい」等と楽しんでいる。延長保育利用では異年齢の合同保育を実施している。1、2歳児クラス共、家庭との連携においては、日々の連絡帳や送迎時、クラスだより、個人面談等を通して子どものことを丁寧に保護者に伝え共有している。</p>	

項 目			評価結果
A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
	○	2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
		3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
	○	4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。
コメント	<p>3歳以上児の保育における養護と教育の一体的な展開と環境整備、保育の内容や方法の配慮としては、各年齢とも保育教諭が子どもの気持ちに寄り添い、子どもにとって良い環境の整備に取り組んでいる。3歳児は、保育教諭に見守ってもらい、戸外でのフラフープやぼっくり、やっここ、ケンパージャンプ等の運動遊びでチャレンジカードを達成することでメダルがもらえると頑張る子が出ている。駐車場に柿が実り、それを取って「あっ赤い葉っぱについている」「この葉っぱは細くて長い」「丸くて大きいよ、すごい」に対して保育教諭も「そうだね」と共感し、「見つけたものを友達同士で伝え合い喜びを共有していた」との記録がされている。4歳児で、チャレンジカードを通して運動遊びが上達している園児は「先生見て」と注目を集め、友達や保育教諭と関わっている。忍者ダンスや絵本を通して、新聞紙や段ボールを使って剣を作ったり、折り紙で手裏剣を作ったりして遊んでいる。自分たちでCDデッキを使って音楽を流し、曲に合わせて鈴やカスタネットでの合奏をしている。園外保育では落ち葉を集め、バツタを捕まえたりして秋の自然に関わっている。サッカーはゴールを設定しゴールキーパーを決めて試合をしている。廃材を使って友達と遊べる環境を整え保育教諭等が適切に関わっている。子どもの育ちや子どもの関わり合う姿を、写真に撮り（ポートフォリオ）送迎時やクラスだより、個人面談等で保護者に伝えている。</p> <p>着眼点3は支援児3人だけの為対象外とし、A⑩ 障害児保育の項に記録する。</p>		

項 目			評価結果
55	A⑩	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
	○	2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
	○	3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
	○	4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
	○	5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
	○	7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、建物設備については、スロープやエレベーターが設置され障害に応じた環境整備に配慮されている。特別支援児への配慮については、全体的な計画に位置づけられている。特別支援コーディネーターとして教頭が位置づけられ、担任以外にヘルパーが配置され今年度9人の特別支援児が在籍している。クラス担任が個別の教育支援計画を作成している。計画内容としては、個別の教育・保育支援計画Ⅰ及びⅡがある。計画Ⅰには家族構成や健康状態・障害状態、成育歴、諸検査歴、これまでの相談歴等、保護者確認欄がある。Ⅱの計画は、本児の実態や伸ばしたい点、支援が必要な点、長期目標、短期目標、次年度への引き継ぎ事項となっている。計画に基づいて子どもの特性に応じた指導・援助が行われている。年2回、発達支援センターによる巡回指導を受け、結果は巡回相談報告書が作成されている。子どもの姿に対して年間目標を設定し、目標に対して保育の方法（配慮や取組）が記録されている。相談したいことは、園と保護者から書類で提出されている。職員は市の主催する研修を受講して発達支援児に関わり、保護者からの相談にも対応している。今年度は、5歳児3人の小学校への入学が決定している。</p> <p>個別の指導計画をクラス等の指導計画と関連づけること、及び他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるため、重要事項説明書等への掲載が望まれる。</p>		

		項目		評価結果
56	A⑪	⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		
	b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
	c	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
	○	2	在園時間の長い子どもが安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
	○	3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	
	○	4	年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	
	○	5	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	○	6	在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
	○	7	子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
	○	8	担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
			9	1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている
	コメント	<p>在園時間の異なる子どものための環境整備と教育・保育の内容や方法の配慮について、職員は時差勤務を行い、早番は、2階に2人、1階に2人で対応している。朝夕に異年齢の子どもと一緒に過ごす保育として0～2歳児は2階で受け入れ、3～5歳児は1階で受け入れている。子どもが穏やかに過ごせるよう、畳間が設置され、全クラスで午睡の時間を確保し、ゆったりと過ごすことができる配慮がなされている。延長保育の場合は、年齢に配慮したおやつが用意されている。登園の早い子どもや延長保育を利用している子どもの様子についての保育教諭の引継ぎや連携について、0～2歳児については連絡帳を使用し、3～5歳児は引継ぎ簿に連絡内容を記録して当番保育教諭から保護者に伝える体制になっている。重要な要件がある場合は担任が直接連絡している。合同保育時間は、午前7時30分から8時まで、夕方は18時過ぎから18時30までとなっている。指導計画に長時間保育の位置づけを明確にすることを期待したい。</p> <p>着眼点9は1号認定子どもが在籍していないため評価対象外とする。</p>		

項目			評価結果
57	A⑫	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。
	<input type="radio"/>	2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
	<input type="radio"/>	3	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
	<input checked="" type="radio"/>	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
	<input type="radio"/>	5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。
コメント		<p>小学校との接続や就学を見通した計画に基づく教育・保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画に小学校との連携や接続が位置付けられ、10月からは接続期カリキュラムが作成されている。今年度は3人の5歳児が在園しているが、3人とも特別支援対象児となっている。関係する小学校の特別支援コーディネーターと連携し、現場視察等も実施されている。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援をしている。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点にもとづいたこども園指導要録を作成し、各小学校へ引き継がれている。</p> <p>着眼点4は、5歳児保育が中止されているため、小学校との連携については調査対象外とする。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A③	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
	○	2 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	○	3 子どもの保健に関する計画を作成している。	
	○	4 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
	○	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	○	6 保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
	○	7 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
	○	8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント	<p>子どもの健康管理については、「子どもの健康管理に関するマニュアル」や保健計画が作成されている。入園時の説明会や個別面談で入園前の状況と身体的発育状況、既往歴、予防接種状況を把握し、児童票に記録している。日々の子どもの健康状態は、登園時の観察や家庭での朝の検温表で把握している。子どもの怪我や発熱等の体調変化時は保護者に連絡して迎えに来るまでは職員室で観察し、緊急時は嘱託医等の病院受診を行っている。子どもの帰宅後は電話で経過等を確認している。熱性痙攣やてんかん、アレルギーのある子どもについては、個別対応マニュアルを作成し、職員間で共有できるよう職員室に掲示している。保健計画に沿って定期的な身体測定や年2回の内科・歯科健診と尿検査、年1回の視力検査(4, 5歳児)やぎょう虫卵検査が実施されている。園のしおりや重要事項説明書にアレルギー除去食対応や与薬の取り扱い、感染症や事故発生時の対応等、子どもの健康に関する方針を記載し、入園時に保護者に説明している。毎月、市の保健だよりも配布されている。SIDS(乳児突然死症候群)については、マニュアルが整備され、チェック表を活用して0歳児は10分、1歳児は15分間隔で顔の向きや呼吸の観察記録が作成されている。0歳児の保護者にSIDSの資料を配布して情報を提供し、職員には、毎年「乳児保育の保健、衛生」の研修を実施し、乳児の健康観察等について、周知している。</p>		

項 目			評価結果
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○	2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○	3 家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		<p>健康診断や歯科検診結果の教育・保育への反映については、嘱託医による内科・歯科検診と尿検査を年2回、視力やぎょう虫卵検査を年1回実施し、結果は児童票に記録して職員に周知している。健康診断後は結果票を保護者に配布し、皮膚や呼吸器疾患、低身長等、再検査や治療の必要な子どもには受診を勧め、受診結果の報告を受けている。歯科検診後も保護者へ結果を報告し、虫歯のある子どもには治療を勧め、治療カードを提出させ、2回目の歯科検診では虫歯のある子どもが減少している。虫歯のない子どもや歯科検診後に治療済みの子どもには、良い歯の表彰が行われ、嘱託医から名前を記入したメダルが渡されている。また、2～5歳児を対象に歯科衛生士による歯磨き指導も行われている。保健計画に食後の歯磨きを位置付け、歯磨きの習慣化に取り組み、4・5歳児は保護者の承諾を得てフッ化物洗口が行われている。</p>	

項目			評価結果
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	4 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○	5 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
	コメント	<p>アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの対応については、「アレルギー対応マニュアル」や「保育所におけるアレルギーガイドライン」を整備し、マニュアルに基づいて、子どもの状況に応じた対応を行っている。重要事項説明書の給食の項目には、「アレルギー除去食の提供」が記されている。食物アレルギーのある子どもについては、医師によるアレルギー診断書（生活管理指導表）を提出させ、保護者に確認しながら除去食や代替食の検討をし、個別対応票を作成し、職員に周知されている。毎月、アレルギー食予定献立表を保護者に配布し、調理員と担任、園長、教頭、用務員で確認し個別の除去食が提供されている。アレルギー食は、厨房職員による安全チェックと園長・教頭による検食表、クラスでの配膳確認表、用務員による朝のおやつ検食表の記入及びチェックが行われ、「食物アレルギー」の職員研修も実施されている。アレルギーのある子どもの食器やトレイ、台ふきや食事を覆うラップも色を変え、アレルゲンが飛散しないようテーブルを分け、職員が必ず援助する等を行い、他の子どもにも理解できるように説明している。てんかんや熱性痙攣等、慢性疾患のある子どもには医師の指示のもと、個別対応マニュアルを作成し、職員室に掲示している。</p> <p>重要事項説明書に慢性疾患についても記載し、保護者の理解を図るための取組に期待したい。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	○ 2	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	○ 3	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	○ 4	食器の材質や形などに配慮している。	
	○ 5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	○ 6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	○ 7	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	○ 8	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
コメント	<p>食事を楽しむ工夫については、年間食育計画に基づいて各年齢ごとの年間指導計画や月案、週案に食育を位置付けて取り組んでいる。食事は各クラスでとり、温かい食事や子どもの午睡時間に配慮し、年齢の低い順から調理員が配膳している。食事の前に今日の献立表を紹介し、冬至の日のトウジンジュースを絵で説明する等の工夫をしている。食器は耐熱用セラミックを使用し、0・1歳児は3品皿、2・3歳児は2品皿、4歳児以上は1品皿にし、自分で小皿を持って食べられるようにしている。発育に合わせてスプーンやフォークの形状や大きさを変え、3歳児からはお箸も使用できるようにしている。子どもが食べられる量を器に盛って達成感を味わえるようにし、苦手な食材は少量から始め、おかわりもできる等の配慮がされている。登園時は、玄関近くの厨房から料理の匂いが漂い、玄関ホールにはイラスト入りの「今日の献立名」が掲示され、ケースに昼食やおやつ等が展示されている。子どもたちが食に関心を持てるよう、園庭では季節に合わせて大根やカブ、ニンジン等を栽培している。種をまき、水やりをして、収穫した野菜は、厨房にお願いして給食の一部に加えて味わう体験をしている。保護者には年齢に応じて離乳食献立表や幼児用献立表、アレルギー食予定献立表等が配布されている。毎月配布する「給食だより」には、食に関する情報を掲載し、保護者の要望で子どもに好評の納豆味噌の作り方等を伝えている。</p>		

		項 目		評価結果
62	A⑰	②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。		
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	○	6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○	7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント		<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供について、食事は自園で調理し、乳児の離乳食は、前期・中期・後期食が用意され、1歳児食、幼児食、アレルギー対応食が提供されている。検食簿を作成し、毎日、園長や教頭が検食をしている。毎月1回、園長、教頭、調理職員、各クラス担当が参加する園内給食会議が開催されている。各クラスから子どもの喫食状況が報告され、人気のない献立は市の給食センターの栄養士に報告し、献立や調理の工夫に反映させている。ひな祭りは貝の汁、クリスマスはツリー型のハンバーグ等、季節感のある献立となるよう配慮している。郷土の食文化を取り入れ、ゴーヤーチャンプルーや沖縄そば、中身汁やクープイリチー等が提供されている。調理員は配膳しながら子どもたちの話を聞いている。給食の事故・ヒヤリハット報告書を作成し、魚の骨等の異物混入の状況等を記録し、発生時の対応や予防策を講ずるなど安全な給食の提供に努めている。厨房では「給食管理・調理業務マニュアル」に沿って、調理員の毎日の健康チェックや水質・冷蔵庫及び冷凍庫等のチェックと調理員・乳児担当職員・配膳担当職員の検便が毎月実施されている。月1回、栄養士による給食業務の点検や指導が行われ、衛生管理が適切に実施されている。</p>		

項 目

評価
結果

A-3 子育て支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携

63	A⑧	①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断 基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。		
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着 眼 点	○	1	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○	2	教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5	教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	
コメント	<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携については、送迎時に子どもの発達や保育の意図や内容等、保護者と日常的に情報交換が行われ、0～2歳児は連絡帳で、支援を要する子どもには個別に連絡ノートが活用されている。教育・保育内容等について保護者の理解を得る機会として、今年度は個別面談を5月に一部実施したがコロナ禍の中で中断し、緊急事態宣言解除後に個人面談を行っている。個別面談に備えて保護者にアンケートを実施し、対応している。運動会等の行事の取組は状況に応じて、DVD配布や保護者の参加人数を制限して開催した。園での子ども様子は、教育・保育目標と行事予定表を掲載した園だよりや子どもたちの活動内容の写真をクラスだよりに掲載して配布し、廊下やクラス内に子どもたちの写真の掲示（ポートフォリオ）や作品の展示をし、家族に伝えている。家庭での状況や保護者との情報交換の内容は、入園時の面接記録や児童票に記録され、日頃の情報交換は連絡帳に記録している。情報交換の内容によっては園長や教頭が保護者と個別面談を実施し、子育て支援室や発達支援センター等の関係機関に繋げている。個別面談は、保護者が参加しやすいよう、日時を調整している。</p> <p>今回の保護者アンケート調査で職員の対応についての意見があり、重要事項説明事項の職員への周知徹底、及び教育・保育の内容について保護者が理解できるよう、入園時に全体的な計画の説明を行うことにも期待したい。</p>			

項 目			評価結果
A-3-(2)保護者等の支援			
64	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	○ 2	保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	○ 3	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○ 4	認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○ 5	相談内容を適切に記録している。	
	○ 6	相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント		<p>保護者が安心して子育てができる支援としては、日々の送迎時における保護者との対話や連絡帳、個人面談や保育参加等、保護者が参加する機会を設けてコミュニケーションを図り、信頼関係を築くよう努めている。保護者からの相談体制は、担当保育教諭が対応し、相談内容は業務日誌に記録し、職務会で対応して報告している。事案によっては直接、園長や教頭に報告して対応する体制がある。保護者の就労等個々の状況によっては、認定こども園の特性を生かして延長保育等を実施し、利用変更の案内もしている。発達上の課題がある子どもや特別な支援を要する子どもの保護者等に対しては、市の子育て支援室と連携し、保護者支援に取り組んでいる。地域子育て支援拠点事業として地域子育て支援センター（はっぴい）と一時預かり保育（一般型）事業が併設され、子育て応援デイを設け（コロナ禍で現在中止中）、地域で子育てをしている保護者の支援も実施している。</p> <p>相談内容の記録は、相談・苦情対応報告様式に記録することに期待したい。</p>	

項目			評価結果
65	A⑳	② 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2 不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3 不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4 職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6 不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7 マニュアルに基づく職員研修を実施している。	
コメント	<p>家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の防止について、「子ども虐待対応マニュアル」にある「こども園の1日のチェックポイント」を参考に、登園時から降園までの子どもの表情や保護者の子どもへの対応に注意を払っている。職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(身体の青あざ、服の汚れ、給食時の様子等)や送迎時の保護者の言動(子どもへの対応)にも注意を払っている。園長は、職務会等で「シャワー時には子どもの身体状況(青あざ)を見逃さないように」と注意を喚起している。虐待が疑われる場合の対応については、「虐待マニュアル」としてフローチャートで表示され、保護者への対応や緊急職務会等を開催して園全体で共通理解が図られる体制を記載し、主管課や児童相談所、警察等への連携が明示されている。不適切な養育となる恐れがある場合は、園長等から何気なく声掛けして保護者の精神面や生活面を援助している。市の子育て支援室や児童相談所と連携し虐待防止に取り組んでおり、子ども虐待防止マニュアルに基づく職員研修を実施している。</p>		